

令和8年9月大竹市議会定例会（第5回）議案の概要

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
1	認 第5号	令和7年度大竹市水道事業 会計決算の認定について (上下水道局業務課)	<p>1 令和7年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するもの。</p> <p>○年間有収水量 3,043,526m³</p> <p>○建設改良費支出額 353,593,640円</p> <p>主な事業</p> <p>南栄地内配水管改良工事 61,297,500円</p> <p>元町地区配水管改良工事（1工区） 48,180,000円</p> <p>元町地区配水管改良工事（3工区） 46,271,500円</p> <p>高圧引込盤外更新 20,801,000円</p> <p>防鹿水源地ポンプ設備更新及び補修工事 20,037,600円</p> <p>大迫ポンプ室・松ヶ原低区ポンプ室電気盤更新工事 19,627,300円</p> <p>遠方監視装置（松ヶ原系）機能増設工事 17,301,900円</p> <p>○収益的収支（消費税及び地方消費税抜き）</p> <p>収入総額 526,356,316円</p> <p>支出総額 548,901,027円</p> <p>差引不足額 22,544,711円</p> <p>○資本的収支（消費税及び地方消費税込み）</p> <p>収入総額 177,124,061円</p> <p>支出総額 390,346,885円</p> <p>差引不足額 213,222,824円</p> <p>※不足額の補てん財源</p> <p>・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,565,579円</p> <p>・過年度分損益勘定留保資金 183,657,245円</p>	上下水道 局 長
2	諮問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦に ついて (市民生活部市民課)	<p>人権擁護委員の ^{ふじもと}藤本 ^{きょうこ}京子 氏が、令和8年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるもの。</p>	市 長
3	諮問 第2号	人権擁護委員候補者の推薦 について (市民生活部市民課)	<p>人権擁護委員の ^{いちかわ}市川 ^{ひろし}洋 氏が、令和8年12月31日をもちいて任期満了となるので、新たに ^{もうこ}望戸 ^{れいこ}玲子 氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるもの。</p>	市 長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
4	諮問 第3号	人権擁護委員候補者の推薦 について (市民生活部市民課)	人権擁護委員の ^{いかり} 碓 ^{としたか} 敏孝 氏が、令和8年12月31日を もって任期満了となるので、新たに ^{かわじり} 川尻 ^{みさ} 美沙 氏を人権擁護 委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護 委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるもの。	市 長
5	議案 第50号	大竹市教育委員会委員の任 命の同意について (総務部総務課)	大竹市教育委員会委員の ^{いけだ} 池田 ^{よしえ} 良枝 氏が、令和8年12月 10日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命する ことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4 条第2項の規定により市議会の同意を求めるもの。	市 長
6	議案 第51号	大竹市認可地縁団体印鑑条 例の一部改正について (市民生活部市民課)	1 改正の理由及び内容 個人情報保護の観点から認可地縁団体に係る告示事項か ら代表者等の住所を除く等、地方自治法施行規則の一部が改 正され、本条例の引用条項を変更するため、本条例の一部を 改正しようとするもの。 2 施行期日 令和8年10月1日	市民生活 部 長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
7	議案 第 52 号	大竹市税条例の一部改正について (市民生活部税務課)	<p>1 改正の理由</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、大竹市税条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 市民税関係</p> <p>ア 寄附金税額控除（ふるさと納税）の見直しに関する改正（第 3 4 条の 7、附則第 5 条の 4、附則第 7 条の 2 関係）</p> <p>地方税法の改正による引用条項を整理するもの。</p> <p>イ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の見直しに関する改正（第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 3 の 2、第 3 6 条の 3 の 3 関係）</p> <p>税制改正による所得税の基礎控除の引き上げにより、公的年金等受給者のうち申告不要で扶養親族等申告書を提出する必要がない範囲が拡大されたが、個人市民税の賦課に必要な情報を把握するため、扶養親族等申告書の提出義務の見直しをするもの。</p> <p>ウ 特定一般用医薬品等の購入に係る医療費控除の特例（セルフメディケーション特例）に関する改正（附則第 4 条関係）</p> <p>適用期限を延長するもの。</p> <p>エ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用対象期間の見直しに関する改正（附則第 5 条の 3 関係）</p> <p>住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用対象期間を令和 1 2 年入居まで 5 年間延長するもの。</p> <p>オ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例の見直しに関する改正（附則第 1 5 条の 2 関係）</p> <p>優良住宅地等のために譲渡した土地等が、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にある場合には、特例措置の適用ができないこととするもの。</p> <p>カ 暗号資産取引に係る課税の見直しに関する改正（附則第 5 条の 4、附則第 1 7 条の 3 関係）</p> <p>特定暗号資産を譲渡した場合の所得について、申告分離課税とする改正を行うもの。</p> <p>(2) 固定資産税関係</p> <p>ア 固定資産税の免税点の見直しに関する改正（第 6 3 条関係）</p> <p>固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を 2 0 万円から 3 0 万円に、償却資産に係る免税点を 1 5 0 万円から 1 8 0 万円に引き上げるもの。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の見直しに関する改正、特定一般用医薬品等の購入に係る医</p>	市民生活 部 長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
			<p>療費控除の特例（セルフメディケーション特例）に関する改正及び住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用対象期間の見直しに関する改正</p> <p>令和9年1月1日</p> <p>(2) 固定資産税の免税点の見直しに関する改正</p> <p>令和9年4月1日</p> <p>(3) 寄附金税額控除（ふるさと納税）の見直しに関する改正及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例の見直しに関する改正</p> <p>令和10年1月1日</p> <p>(4) 暗号資産取引に係る課税の見直しに関する改正</p> <p>金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日</p>	
8	議案 第53号	<p>大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>（健康福祉部こども家庭課）</p>	<p>1 改正の理由</p> <p>国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、同基準に定める基準に従い定めた本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定</p> <p>小規模保育事業所A型において、3歳から5歳の子どもを対象とした小規模保育事業の実施を可能とする内容を追加</p> <p>(2) 児童対象性暴力等の防止に関する規定</p> <p>家庭的保育事業者等に、児童対象性暴力等の防止及び児童対象性暴力等が行われた場合の必要な措置を講じる規定を追加</p> <p>(3) 理学療法士等のみなし保育士化に関する規定</p> <p>保育所における保育士の数の算定に当たって、当該保育所に勤務する理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる規定等を追加</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定及び理学療法士等のみなし保育士化に関する規定</p> <p>公布の日</p> <p>(2) 児童対象性暴力等の防止に関する規定</p> <p>令和8年12月25日（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行の日）</p>	健康福祉 部 長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
9	議案 第 54 号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部こども家庭課)	1 改正の理由 国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたため、同基準に定める基準に従い定めた本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1) 満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定 3歳から5歳の子どもを対象とした小規模保育事業の実施を可能とする内容を追加 (2) その他 国の定義規定の変更に合わせた語句の修正等 3 施行期日 公布の日	健康福祉 部 長
10	議案 第 55 号	大竹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部こども家庭課)	1 改正の理由と主な内容 国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、同基準に定める基準に従い定めた本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 ・児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加 乳児等通園支援事業者等に、児童対象性暴力等の防止及び児童対象性暴力等が行われた場合の必要な措置を講じる規定を追加 3 施行期日 令和8年12月25日(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)の施行の日)	健康福祉 部 長
11	議案 第 56 号	財産の取得について 〔電子黒板一式〕 (建設部監理課)	1 要旨 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 財産について (1) 財産の表示 電子黒板一式 (2) 納入場所 大竹市内小・中学校 (3) 契約方式 一般競争入札 (4) 取得価格 16,082,000円 (5) 相手方 広島県大竹市新町一丁目5番6号 株式会社田宮事務器 (6) 納入期限 令和8年11月30日	建設部長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
12	議案 第 57 号	損害賠償の額を定めること について (総務部企画財政課)	<p>1 要旨 契約解除に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を求めるもの。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 概要 令和8年11月4日に健康管理システムを国が推奨する標準準拠システムに移行することとなり、現行システムの利用契約期間途中で契約を解除するため、相手方に損害を及ぼすこととなる。</p> <p>(2) 損害賠償の額 1, 296, 000円</p> <p>(3) 相手方 株式会社 サンネット</p>	総務部長
13	議案 第 58 号	令和7年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局業務課)	<p>1 令和7年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>○未処分利益剰余金の処分 未処分利益剰余金の当年度末残高 440, 498, 895円 減債積立金の積立 91, 042, 738円 建設改良積立金の積立 0円</p> <p>2 令和7年度大竹市工業用水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するもの。</p> <p>○年間有収水量 12, 038, 057m³ ○建設改良費支出額 34, 314, 388円</p> <p>主な事業 旧第二期工水管理棟電気設備更新工事 19, 580, 000円</p> <p>○収益的収支（消費税及び地方消費税抜き） 収入総額 509, 551, 107円 支出総額 418, 508, 369円 差引利益額 91, 042, 738円</p> <p>○資本的収支（消費税及び地方消費税込み） 収入総額 34, 133, 168円 支出総額 355, 133, 888円 差引不足額 321, 000, 720円</p> <p>※不足額の補てん財源 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3, 119, 488円 ・当年度分損益勘定留保資金 202, 618, 043円 ・減債積立金 91, 654, 530円 ・利益剰余金 23, 608, 659円</p>	上下水道 局 長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
14	議案 第 59 号	令和 7 年度大竹市下水道事業 会計剰余金の処分及び決算の 認定について (上下水道局業務課)	<p>1 令和 7 年度大竹市下水道事業会計剰余金の処分について、 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決 を求めるもの。</p> <p>○未処分利益剰余金の処分 未処分利益剰余金の当年度末残高</p> <p style="text-align: right;">6 4 4, 4 8 0, 1 6 3 円</p> <p>減債積立金の積立 2, 7 0 0, 0 0 0 円</p> <p>建設改良積立金の積立 2 7, 0 0 0, 0 0 0 円</p> <p>2 令和 7 年度大竹市下水道事業会計決算について、地方公営 企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付する もの。</p> <p>○年間総処理水量 7, 3 9 4, 3 9 9 m³</p> <p>○建設改良費支出額 1, 2 4 9, 0 5 4, 9 0 2 円</p> <p>主な事業</p> <p>大竹下水処理場 1、2 系汚泥掻寄機等改築更新工事</p> <p style="text-align: right;">4 4 0, 3 7 7, 2 0 0 円</p> <p>大竹下水処理場し尿等前処理施設機械電気設備工事</p> <p style="text-align: right;">3 2 6, 6 6 0, 0 0 0 円</p> <p>大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事</p> <p style="text-align: right;">1 3 1, 0 0 0, 0 0 0 円</p> <p>小島汚水中継ポンプ場分流元ゲート部人孔等更生工事</p> <p style="text-align: right;">5 5, 4 5 5, 4 0 0 円</p> <p>小島汚水中継ポンプ場沈査掻揚機改修工事</p> <p style="text-align: right;">3 2, 9 8 7, 9 0 0 円</p> <p>大竹下水処理場電気設備改修工事 2 6, 4 0 0, 0 0 0 円</p> <p>小島汚水中継ポンプ場分流棟外壁等改修工事</p> <p style="text-align: right;">2 2, 7 7 2, 2 0 0 円</p> <p>大竹下水処理場ケーキ搬出機改修工事</p> <p style="text-align: right;">2 2, 3 3 4, 4 0 0 円</p> <p>元町四丁目外下水道更新工事 1 8, 1 9 5, 1 0 0 円</p> <p>元町四丁目外下水道管更新工事 1 7, 4 7 5, 7 0 0 円</p> <p>集落排水用マンホールポンプクラウド監視システム整備工事</p> <p style="text-align: right;">1 6, 6 3 6, 4 0 0 円</p> <p>小方ポンプ場雨水除塵機改修工事 1 1, 5 5 0, 0 0 0 円</p> <p>大竹下水処理場汚泥脱水機 1・2 チャンネル改修工事</p> <p style="text-align: right;">1 0, 7 8 0, 0 0 0 円</p> <p>○収益的収支（消費税及び地方消費税抜き）</p> <p>収入総額 1, 0 8 9, 3 5 3, 7 0 9 円</p> <p>支出総額 1, 0 3 5, 7 2 9, 8 9 9 円</p> <p>差引利益額 5 3, 6 2 3, 8 1 0 円</p> <p>○資本的収支（消費税及び地方消費税込み）</p> <p>収入総額 1, 4 5 2, 4 7 5, 7 4 3 円</p> <p>支出総額 1, 4 1 7, 3 8 9, 2 8 6 円</p> <p>差引額 3 5, 0 8 6, 4 5 7 円</p>	上下水道 局 長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者																																							
15	議案 第 60 号	令和 8 年度大竹市一般会計補 正予算（第 2 号） （総務部企画財政課）	<div>1 歳入歳出予算の補正</div> <div>○補正予算額1, 1 7 7, 8 2 5 千円 （詳細は 9 頁 補正予算の内訳のとおり）</div> <div>○予算総額2 0, 6 2 1, 0 9 5 千円</div> <div>2 繰越明許費の補正</div> <div>○追加</div> <table><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr><tr><td>2 総務費</td><td>1 総務管理費</td><td>コミュニティサロン玖波 跡地利用検討事業</td><td>4, 000 千円</td></tr></table> <div>3 債務負担行為の補正</div> <div>○追加</div> <table><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>企業版ふるさと納税事務 に要する経費</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 9 年度の企 業版ふるさと納 税寄附金の 30% の額の範囲内</td></tr></table> <div>○変更</div> <table><tr><th>区分</th><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">仮想サーバの 賃借に要する 経費</td><td>令和 9 年度から 令和 1 3 年度まで</td><td>160, 380 千円 以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>令和 9 年度から 令和 1 5 年度まで</td><td>647, 000 千円 以内</td></tr></table> <div>4 地方債の補正</div> <div>○変更</div> <table><tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>河川整備事業</td><td>121, 300 千円</td><td>129, 700 千円</td></tr><tr><td>消防施設整備事業</td><td>303, 400 千円</td><td>310, 500 千円</td></tr><tr><td>社会教育施設整備事業</td><td>401, 300 千円</td><td>469, 500 千円</td></tr></table>	款	項	事業名	金額	2 総務費	1 総務管理費	コミュニティサロン玖波 跡地利用検討事業	4, 000 千円	事項	期間	限度額	企業版ふるさと納税事務 に要する経費	令和 9 年度	令和 9 年度の企 業版ふるさと納 税寄附金の 30% の額の範囲内	区分	事項	期間	限度額	補正前	仮想サーバの 賃借に要する 経費	令和 9 年度から 令和 1 3 年度まで	160, 380 千円 以内	補正後	令和 9 年度から 令和 1 5 年度まで	647, 000 千円 以内	起債の目的	限度額		補正前	補正後	河川整備事業	121, 300 千円	129, 700 千円	消防施設整備事業	303, 400 千円	310, 500 千円	社会教育施設整備事業	401, 300 千円	469, 500 千円	副 市 長
款	項	事業名	金額																																								
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティサロン玖波 跡地利用検討事業	4, 000 千円																																								
事項	期間	限度額																																									
企業版ふるさと納税事務 に要する経費	令和 9 年度	令和 9 年度の企 業版ふるさと納 税寄附金の 30% の額の範囲内																																									
区分	事項	期間	限度額																																								
補正前	仮想サーバの 賃借に要する 経費	令和 9 年度から 令和 1 3 年度まで	160, 380 千円 以内																																								
補正後		令和 9 年度から 令和 1 5 年度まで	647, 000 千円 以内																																								
起債の目的	限度額																																										
	補正前	補正後																																									
河川整備事業	121, 300 千円	129, 700 千円																																									
消防施設整備事業	303, 400 千円	310, 500 千円																																									
社会教育施設整備事業	401, 300 千円	469, 500 千円																																									

補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	ふるさと納税促進事業	1,500	17 寄附金	ふるさと納税寄附金 (特定事業分)	5,000	
	庁舎等管理事務	2,000				
	基金管理事業	642,000	20 諸収入	ボートレース事業収入	642,000	
	地方公会計整備事業	4,700				
	電子計算機管理事業	5,630				
	コミュニティサロン管理運営事業	4,000				
	国庫補助金等返還事務	500				
	地域公共交通整備事業	100,000	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	100,000	
3 民生費	こども医療費助成事業	150,000	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	150,000	
	子育て世帯訪問支援事業	629	14 国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	168	
			15 県支出金	子ども・子育て支援県交付金	168	
7 商工費	中小企業経営安定支援事業	160,000	20 諸収入	中小企業融資資金預託金元金収入	160,000	
8 土木費	河川・水路改良保全事業	8,400	21 市債	河川水路施設改修事業債	8,400	
9 消防費	消防屯所維持管理事務	700				
	防災情報等啓発促進事業	7,100	21 市債	防災行政無線改修事業債	7,100	
10 教育費	小学校学習環境サポート・読書活動推進事業	44,839	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	89,678	
	中学校学習環境サポート・読書活動推進事業	44,839				
	玖波交流館整備事業		14 国庫支出金	都市構造再編集中支援事業国庫補助金	△ 75,800	財源 充当 補正
			21 市債	玖波交流館整備事業債	68,200	
	給食センター運営事業	988	15 県支出金	農林水産物給食等提供事業県補助金	599	
			18 繰入金	財源調整基金繰入金	11,475	財源 調整
			19 繰越金	前年度繰越金	10,837	
合 計		1,177,825	合 計		1,177,825	

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
16	議案 第 61 号	令和 8 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 67,173 千円 ○予算総額 3,014,757 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・前年度繰越金 67,173 千円 (歳出) ・国庫補助金等返還金 67,173 千円	副 市 長
17	議案 第 62 号	令和 8 年度大竹市水道事業会計補正予算（第 1 号） （上下水道局業務課）	1 予算補正の内容 (1) 収益的支出の営業費用を増額し、収益的収入の営業外収益を増額する。 《収益的収入及び支出の補正》 ○収入 ・補正予算額 2,350 千円 ・予算総額 606,436 千円 ○支出 ・補正予算額 5,000 千円 【内訳】 営業費用（総係費） 5,000 千円 ・予算総額 673,370 千円	上下水道 局 長
18	議案 第 63 号	令和 8 年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） （上下水道局業務課）	1 予算補正の内容 (1) 収益的支出の営業費用を増額する。 《収益的支出の補正》 ○支出 ・補正予算額 500 千円 【内訳】 営業費用（総係費） 500 千円 ・予算総額 480,847 千円	上下水道 局 長
19	議案 第 64 号	令和 8 年度大竹市下水道事業会計補正予算（第 2 号） （上下水道局業務課）	1 予算補正の内容 (1) 収益的支出の営業費用を増額する。 《収益的支出の補正》 ○支出 ・補正予算額 1,850 千円 【内訳】 営業費用（総係費） 1,850 千円 ・予算総額 1,284,120 千円	上下水道 局 長